

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、津波や土砂崩れにより道路が至るところで通行不能となり、物資・エネルギーの供給停止や孤立集落が発生する。
- ・ 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による人材・資機材の不足により、救助・救急活動が困難となる。
- ・ 鉄道や幹線道路の損壊により、大量の帰宅困難者が発生し、水・食料等の供給が不足する。
- ・ 医療施設等の被災に加え、支援ルート、エネルギー供給が途絶したことにより、医療スタッフや医薬品が不足し、医療機能が麻痺する。さらに、上下水道施設の損壊等により衛生状態が悪化することから、感染症が大規模発生する。
- ・ 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、電源喪失による不十分な健康管理が原因で被災者の健康状態が悪化し、災害関連死が発生する。

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

<要点>

家庭や地域、市町村や県が、それぞれの役割に応じた備蓄を推進する。また、物資調達・供給体制を構築し、救援物資の輸送を確保するため、道路や港湾の機能強化を図る。さらに、孤立集落の発生を防止するため、生命線道路・河川の整備、土砂災害対策や緊急輸送道路を強化するとともに、孤立集落可能性カルテを作成し、集落ごとの情報を一元的に管理する。

食料や水等の備蓄の推進

- 「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づき、また大雪等により自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、市民は家庭や地域での備蓄を促進し、市・県はそれぞれの役割に応じた公的備蓄を推進する。



・ 非常用食料、水の市備蓄 完了（R1）→ 備蓄維持（R5）

- 災害時の物資供給に係る協定の締結を引き続き進めるとともに、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づいた、食料備蓄等を継続して推進する。

物資調達・供給体制の構築

- 民間物流施設の活用、協定の締結、BCPの策定等により、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。

○ 生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ的確な支援活動が実施できるよう体制を整備する。

- ・ 総合防災訓練等の実施 開催（R1）→ 毎年度開催
- ・ 「災害時等における協力に関する協定書」の締結 推進（R1）→ 推進（R5）

救援物資等の受援体制の整備

○ 相互応援協定締結に基づく救援物資等の備蓄・輸送体制等受援体制の整備を推進する。

水道施設の耐震化

○ 水道施設の耐震化を推進するとともに、災害時の応急給水・復旧計画の充実を図る。

- ・ 鳴門市・北島町共同浄水場の整備 基本計画策定（R1）→ 工事着手（R4）
- ・ 基幹管路の耐震化率 25%（R1）→ 29%（R4）

孤立化防止のための情報収集

○ 地震や集中豪雨等による孤立集落の発生に備え、徳島県と連携して「孤立可能性集落カルテ」を作成することで、集落ごとの情報を一元的に収集し、災害時の迅速かつ的確な支援へ繋げる。

- ・ 孤立可能性集落カルテの作成 着手（R1）→ 連携体制構築（R4）

孤立化防止のための道路整備

○ 孤立化防止のため、道路への落石、倒木、法面崩壊や道路標識の転倒や狭隘道路対策などに対応すべく、重要物流道路等の機能保全を推進する。

（道路橋梁長寿命化事業）

- ・ 道路橋梁（主要10橋）保全整備率（再掲） 50%（R1）→ 100%（R5）

（道路橋梁耐震化事業）

- ・ 道路橋梁の耐震診断率（再掲） 0%（R1）→ 100%（R5）

（道路舗装修繕事業）

- ・ 主要市道の舗装修繕計画策定率（再掲） 0%（R1）→ 100%（R5）
- ・ 主要市道の舗装修繕率（再掲） 0%（R1）→ 30%（R5）

（生命線道路整備事業）

- ・ 生命線道路斜面（法面）調査計画策定（再掲） 0%（R1）→ 100%（R5）

（道路附属物健全化事業）

- ・ 道路照明LED化（再掲） 完了（R1）
- ・ 主要道路標識等の調査計画策定（再掲） 0%（R1）→ 50%（R5）

孤立化集落における電源や通信手段の確保対策

○ 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進する。

○ 温室効果ガス排出削減や分散型エネルギーによる災害対策、地域の活性化等を目的として、「自然エネルギー」の導入を検討する。

- ライフラインの途絶や地域が孤立した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保に取り組む。

ライフライン事業者等との連携強化

- 孤立化集落における長期の停電や通信の途絶に備えるとともに、その早期復旧を図るため、徳島県、市及びライフライン事業等の関係機関の間で、事前対策の検討や緊急時の連絡体制を整えるなど、連携強化を図る。

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<要点>

自衛隊・警察・消防等における災害対応能力の強化や施設の耐震化を推進し、他都道府県との訓練実施等により連携強化を図る。また、消防団や自主防災組織の充実強化も推進する。

消防等の施設の耐震化及び機能強化、資機材等の充実強化

- 消防等において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を図るとともに、施設の耐震化整備を推進する。

消防団や自主防災組織の充実強化

- 消防団の装備資機材等の充実・強化を図るとともに、消防団員の確保を図るため、未来の地域防災の担い手である少年消防クラブの育成支援や若手団員や女性団員の入団を促進する。

- ・ 自主防災組織に対する活動助成 推進（R1） → 推進（R5）
- ・ 「機能別団員制度」の導入 検討（R1） → 推進（R5）
- ・ 消防団員数 946名（R1） → 1,000名（R5）

- 消防団と自主防災組織や婦人防火クラブ等とが連携し、地域防災の担い手の育成を進めるなど地域防災力の充実強化を図る。また、消防現場における女性の活躍を推進する。

- ・ 消防現場における女性の活躍を推進 推進（R1） → 推進（R5）

防災拠点等の電力確保

- 救助・救急活動の統制等の役割を担う防災拠点等に太陽光パネル及び蓄電池等の設置を推進し、停電時でも救助・救急活動の統制等に必要な電力を確保する。

関係機関の連携強化、訓練の実施

- 関係機関との連携強化を図り、合同訓練等を実施するとともに、必要に応じさらに見直しを行い、訓練の習熟度を高める。

- ・ 総合防災訓練等の実施（再掲） 実施（R1） → 毎年度実施

- 被災時における多数遺体の身元確認等に対応するため、徳島県とともに医師会、歯科医師会との連携体制の構築を図るとともに、訓練の参加を通じてその実行性を高める。

2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

<要点>

帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保や機能強化を推進するとともに、企業や学校において、食料や水の備蓄を促進する。また、高規格道路のミッシングリンクの解消、緊急輸送道路等の耐震化、無電柱化を推進することで、食料等の供給不足を防ぐ。

帰宅困難者の受入体制等の確保

- 災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と地域との連携強化など帰宅困難者対策を推進するとともに、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や機能強化を推進する。
- 道路の通行止めや公共交通機関の運行停止に伴う帰宅困難者の発生に備えて、企業や学校における食料や水の備蓄を促進するため、その普及啓発を図る。

重要物流道路等の強化

- 重要物流道路等の耐震化等を推進する。

(道路橋梁長寿命化事業)

・道路橋梁(主要10橋)保全整備率(再掲) 50%(R1) → 100%(R5)

(道路橋梁耐震化事業)

・道路橋梁の耐震診断率(再掲) 0%(R1) → 100%(R5)

(道路舗装修繕事業)

・主要市道の舗装修繕計画策定率(再掲) 0%(R1) → 100%(R5)

・主要市道の舗装修繕率(再掲) 0%(R1) → 30%(R5)

(生命線道路整備事業)

・生命線道路斜面(法面)調査計画策定(再掲) 0%(R1) → 100%(R5)

(道路附属物健全化事業)

・道路照明LED化(再掲) 完了(R1)

・主要道路標識等の調査計画策定(再掲) 0%(R1) → 50%(R5)

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-6) 被災地における感染症等の大規模発生

2-7) 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

<要点>

救助・救急、医療活動に支障が出ないように、防災拠点等における電力確保対策、緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給体制の整備を図る。

他都道府県等との相互応援体制を構築するなど、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できる体制を整備し、交通網の寸断に備えたヘリコプターの受援体制の強化を図り、医療機能の麻痺を防ぐ。また、「とくしま災害感染症専門チーム」を活用し、避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐ。

長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立する。また、福祉避難所の指定や要配慮者対策を考慮した避難所運営体制を促進し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。

災害医療体制の構築

- 医療機関の災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の整備に向けて、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る。
- 大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備えた他都道府県等との相互応援体制をより強化するため、継続的に訓練を実施する。

災害医療を担う人材育成

- 災害拠点病院等においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、関係機関と連携し、災害医療についての研修や訓練を継続的に実施し、資質の向上に努める。



災害医療対応力・機動力の強化

- 医療関係者と自衛隊・警察・消防とが連携し、より実働的な訓練を重ねることにより、発災時における災害医療対応力・機動力を強化する。



- 大規模災害時に備え、災害時相互応援協定の締結先である鳥取県境港市をはじめ関西広域連合内での相互応援の取り組みの拡大を図る。
- 災害時における医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄するとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保体制を構築する。さらに、交通網の寸断を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進める。

・企業との協定による医薬品の供給 促進（R1）→ 促進（R5）

- 温室効果ガス排出削減や分散型エネルギーによる災害対策、地域の活性化等を目的として、「自然エネルギー」の導入を検討する。

- フェーズフリーの観点から、次世代エコカー（EV、FCV、PHV等）の優れた蓄電・発電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、防災フェア等の中で使用することで、広く市民の理解を深め、普及拡大に繋げるため、積極的な取り組みの推進を図る。

・エコカーを活用した給電に関する啓発活動の実施数（累計） 2件（R1） → 10件（R5）

発災時の燃料供給体制整備

- 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給について、石油商業組合と締結した協定が維持・強化されるよう、石油商業組合との情報交換等、連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう体制を整備する。

・石油商業組合鳴門支部との協定等 完了（R1）

- 災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、避難所への燃料供給が確実に行えるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の備蓄等に取り組む。

感染症の発生・まん延防止

- 避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、災害時の避難所において、高い専門性を活かして初期段階から衛生状況等を把握し、助言・指導を行う「とくしま災害感染症専門チーム」を活用し、また、調整に必要な資機材の充実や避難所運営訓練等への参加により対応技術の向上を図る。

下水道対策による衛生面の悪化防止

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠におけるストックマネジメント計画を策定するとともに下水道BCPの継続的な改善を行う。

（老朽化対策事業）

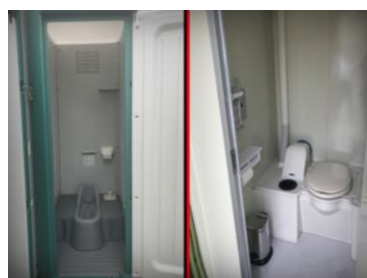
・下水道ストックマネジメント計画の策定（再掲）

計画策定中（R1） → 策定完了（R5）

・下水道BCPの継続的な改善と被害の最小化を図る取組みの実施

推進（R1） → 推進（R5）

- 「災害時等における協力に関する協定書」の締結団体と連携した訓練等を通じて、大規模災害時に避難所等へ簡易トイレや仮設トイレが迅速に供給されるよう取組を強化する。また、簡易トイレ等の備蓄についても促進する。



- ・快適トイレ導入基数（累計） 140基（R1） → 260基（R5）
- ・災害用携帯トイレの市備蓄率 50%（R1） → 100%（R4）

避難環境の向上

- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる。
- 長期の避難生活に備えて、避難所における避難者の「生活の質（QOL）」の向上を図るため、避難所の衛生環境の確保、機能強化を図るとともに、公共既存施設等について、その特長を最大限に活用した「快適な避難所」の確保を促進する。

- ・スフィア・プロジェクト研修等の参加者数（累計） 19人（R1） → 27人（R5）
- ・防災フェア等を通じたスフィア・プロジェクト啓発回数（累計） 2回（R1） → 14回（R5）

- 地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じ円滑な避難所運営ができるよう、地域ぐるみの取り組みを促進する。



- 平成26年1月に改訂した「徳島県災害時要援護者支援対策マニュアル」を受け、避難所運営のリーダー養成や子供や女性の視点を考慮し作成した「避難所運営マニュアル」を必要に応じて見直し、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを進める。

- ・「快適避難所運営リーダーカード」交付者数（累計） 27人（R1） → 35人（R5）

- 避難所における適切な食事提供やアレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方へのきめ細やかな栄養・食生活支援が速やかに展開できるよう、関係機関・団体等との連携体制を推進する。

要配慮者支援の強化

- 福祉避難所の指定を推進するとともに、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力を向上させる。
- 社会福祉施設や幼稚園等については、大規模自然災害の発生に備えて、被災時の迅速な事業復旧を可能とし、利用者への影響を最小限にとどめるためにBCP等の作成を促進する。
- 「発達障がい者」向けの「防災ハンドブック」を活用し、当事者および家族や関係機関を対象に、災害に対する意識を高めるとともに、発達障がい者への支援体制の整備促進を行う。

